

平成 2 5 年第 6 回教育委員会

臨時会会議録

平成 2 5 年 7 月 2 5 日

東久留米市教育委員会

平成25年第6回教育委員会臨時会

平成25年7月25日午前9時46分開会

市役所6階 602会議室

議題 (1) 会議録署名委員の指名

(4) 諸報告

○東久留米市教育委員会委員の任命について

出席委員 (5人)

委員 長 井 上 敏 博

第一職務代理 矢 部 晶 代

第二職務代理 松 本 誠 一

委 員 尾 関 謙 一 郎

教 育 長 永 田 昇

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 東 淳 治

総 務 課 長 林 幸 雄

指 導 室 長 加 納 一 好

学 務 課 長 稲 葉 勝 之

生涯学習課長 山 下 一 美

主 幹 傳 智 則
(国体担当)

図 書 館 長 岡 野 知 子

統括指導主事 末 永 寿 宣

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴

◎開会及び開議の宣告

(午前9時46分)

- 井上委員長 これより平成25年第6回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 井上委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の署名は尾関委員にお願いします。
- 尾関委員 承知しました。
-

◎議案の追加・会議の進め方

- 井上委員長 本日の議案の追加・会議の進め方について、事務局から説明があります。
- 林総務課長 「議案第53号『議案第45号 東久留米市就学支援委員会委員の委嘱について』の一部修正に係る教育長の事務の臨時代理の承認について」を追加議案としてお願いします。また、議案第53号を追加議案としてお認めしていただいた場合、諸報告で予定していましたこの内容を取り消させていただきたく、よろしくお願いします。
- 井上委員長 ただ今の件、ご了承いただけますか。それでは異議なしと認め、新しい日程をお配りします。

(新しい日程の配付)

◎傍聴の許可

- 井上委員長 傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 東教育部長 いらっしゃいます。
- 井上委員長 それでは人事案件の審議終了後にお入りいただくことでご了解いただきます。
(公開しない会議を開く)
(公開しない会議を閉じる)
-

◎諸報告

- 井上委員長 日程第4、諸報告に入ります。事務局から何かありますか。
- 東教育部長 1件、報告させていただきます。お手元に資料をお配りさせていただきましたが、昨日の平成25年7月24日付で、市長から井上委員長宛に「東久留米市教育委員会委員の任命について」の文書が送付されましたので、教育長から報告させていただきます。
- 永田教育長 教育委員会委員の任命については、教育委員の総意の下、平成25年6月3日及び平成25年7月10日付で、馬場市長に申し入れを行ってきました。その趣旨は、「昨年12月10日付で申し入れをし、それを受けて昨年12月22日の教育委員会臨時会で、市長は二度と教育委員会委員欠員の事態を招くことはしない、欠員が生じたことに対する市民への説明責任を果たすことを約束されました。しかし、この二つとも守られていない。ついては、こうした事態をまた生じさせたことについて教育委員会で説明していただきたい」ということでした。
- 私と部長とで市長に文書をお持ちして、「市長は二つの約束を守っていないこと」「7月25

日に教育委員会臨時会を開催する予定である」ことも伝え、「土曜日でも日曜日でも、私たちは市長から説明を受ける用意がある。市長の日程に合わせるので直接説明していただきたい」と申し入れました。しかし、結果として、「臨時会に出席して説明する」という返答はありません。部長が申し上げ、お配りした昨日付の文書1枚が今回の返答であり、内容についても従来の議会答弁とは異なっており、教育行政に対する責任を放棄するものです。

具体的に申し上げますと、下から9行目に、「引き続きその責任を果たすべく、選任に向けた努力を行っていくと考えております」とありますが、市長は、6月議会では、「私の任期中は置かない」と答弁されていました。しかし、選任に向けた努力を行っていくのであるならば、臨時議会を開いてでも教育委員会委員の選任を行うべきだと思います。それに、この文書には、いつまでに選任するということが明言されていません。

また、下から6行目に「一連の状況に何らかの進展等がありました折には、改めて説明をさせていただきたいと考えております」とありますが、進展どころか、私たちが言っているのは、昨年12月の事態もそうですが、今回の事態についても「教育委員会委員を欠員にするという考え方が全く理解できないので事情を説明していただきたい」ということだけを申し上げているわけです。進展があつて教育委員を選任できる状態にあるならば何も説明が要らないのであつて、この事態を招いたことを説明していただきたいと申し上げているのであり、このような返答を求めているわけではありません。

最後の3行目に、「こうした経緯に対しまして特段のご理解をいただきますようお願いし」とありますが、「こうした経緯について理解できないから説明していただきたい」と、再三申し上げているのです。さらに、「引き続き教育行政へのさらなるご尽力を賜りますよう」とありますが、教育委員会は教育行政について日ごろから責任を持ち、その責任を果たしています。責任を果たしていない市長に対して「責任を果たしてください」と申し上げており、意味不明な内容であると思っています。

今回の返答文書の内容は、私たち市の教育行政を担う教育委員会に対して、まさに教育委員会制度を破壊するものであり、そういった根本を問うている私たちの申し入れの趣旨を全く理解されていないと言わざるを得ません。

本日、委員の皆さんには、今後、教育委員会としてどのような対応をとっていくべきなのかをご協議いただけたらと思います。

○井上委員長 ただ今、教育長から、市長の返答文書の問題点の所在を明確にご指摘いただきました。ここで委員のお考えを伺い、意見交換をしたいと思います。

○松本第二職務代理 教育長がおっしゃったとおり、教育行政は一日たりとも停滞があつてはならず、その中であつて、教育委員会の要となる教育長に欠員を生じてしまうことはあり得ないことです。一方、市の行政においても副市長が不在という、大変厳しい状況です。

いじめ、給食のアレルギー問題など、さまざまな問題が起こっている教育現場の中、私たち教育委員は市の教育行政を担う責任者として、さまざまなことに取り組んでいかなければならないと思います。現場で実際に努力されている校長先生をはじめとした教職員の皆さん、そして生徒や子どもたち、広く言えば市民の皆さんに対して、「われわれ教育委員会は市の教育行政をしっかり担っています」と言えますが、それを進めていく上で、やはり教育長はなくてはならないポストの方です。一日も早く選任してほしいと、再三お願いしているにもかかわらずその動きはありません。

しかし、まずは、こういった事態について、教育委員会に来て説明していただくのが先だと思います。残念ながら来ていただけないということですが、7月31日までに、教育委員会で説明してもらおうよう、もう一度お願いしたらどうですか。そうするべきだと思います。

○井上委員長 ただ今、松本委員から、前回に続き、「市長に来ていただき、直接、教育委員会で説明を伺いたい」という要請がありました。ほかにご意見はありますか。

○矢部第一職務代理 この件については、校長先生からも「非常に不安に思っている」という声を直接伺っています。議会の報告などが耳に入られてのことだと思います。市長は、学校現場への影響を過小に評価されているのではないかと思いますので、私も松本委員と同じく、ぜひ一度、直接お考えを教育委員会で伺える場を持っていただきたいと思います。

「引き続きその責任を果たすべく選任に向けた努力を行っていく考え」とありますが、これが本心で、本当に努力していただけるのであれば私たちはそれに委ねて、数日間の空白があったにせよ、努力の結果、どなたかを選任していただけるものと思って、その間を務めていくことは可能だと思います。議会後に考えが変わってこのように思っているならば非常に心強いものですが、しかし、6月議会で発言されたこととの乖離がある以上、議会での発言の重さも考えると、真意がどこにあるのかを伺わないことには皆さんの不安を払拭することはできないと思います。今一度、書状によって説明においていただくことをお願いし、市長のお考えを伺う場を設けていただけたらと思います。

○井上委員長 矢部委員からも、「市長に再度お越しいただいてご説明願いたい」というご意見がありました。また、現場の先生方への影響も心配であるということです。

○尾関委員 文面から見ると、議会答弁では「任期中は選任しない」ということだったのが、直後に「選任に向けて努力していく」という方針が変わったのかもしれないわけです。しかし、その努力についても、仮に議会に提案して否決されたのならば明確に分かるわけですが、提案までも至っていないわけですから、個人名を出せということではありませんが、やはり、努力しているという経過を、教育委員会あるいは議会に対して説明しなければいけないと思います。

○井上委員長 尾関委員からも、「実際にどのような努力をされているのか経緯が分からない状況であるので、推薦権をお持ちの市長にきちんとご説明いただくことが必要である」というご意見です。

教育長の職責は市教育委員会にとっても非常に重要なことはもちろんですが、都道府県、東京都の教育委員会との関連でも重要な役割があります。例えば、教職員の人事については「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第38条に示されていますが、制度として、都道府県の教育委員会が任命権者ではありますが、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の内申を待って県費教職員の任免その他進退を行うことになっています。市町村教育委員会にあっては教育長の助言によって内申を行うということですので、「教育長」は無くてはならない、不可欠の、要の立場の方であるわけです。

ついては、地方教育行政の組織において、また、東京都との人事行政を担う要の立場の教育長を空白なく選任していただくことを市長にご理解いただきたく、それには再度、申し入れをしなければいけないと思っています。

「鋭意努力をしている」ということですが、以前のように、教育長の免許制といった旧法の時代と違って特別な制約はないわけですので、市長の立場から大所高所から人選をされ、先ほど尾関委員もおっしゃったように、議会にきちんと提案をしていくことが市長の本来の責務だと思います。

ます。その形が見えないと市民も不安ですし、信頼を失っていくことになります。

今回のことは私たち教育委員会としても絶対に看過してはならず、市長に対して、教育委員会委員の総意で、改めて申し入れしていかなければならないと強く思っています。

○永田教育長 教育委員の皆さんの考え方を集約しますと、今までの経過と市長の7月24日付の文書の内容を踏まえると、私どもの指摘した問題を解決するどころかさらなる問題をはらんでいる点を指摘し、「選任することを求める」「教育委員会での説明を求める」の二つを含めた申し入れを事務局でまとめ、早急に市長に申し入れを再度行うということによろしいですか。

○井上委員長 それでは異議なしと認め、速やかに申し入れの手続きを進めていきたいと思えます。この件は以上にとどめます。ほかに委員の皆さんから何かありますか。

○矢部第一職務代理 昨日の7月24日に、東京自治会館で、東京都市教育長会研修会が開催され、市内の小中学校の校長先生と私が出席してきました。講師は皆さんよくご存じの明治大学教授の齋藤孝氏、テーマは「今求められる学力とコミュニケーション力」でした。大変示唆に富んだお話で、現場の先生方に聞いていただけたら授業のヒントになるだろうという話がたくさん含まれていました。詳しい内容については時間のある時に改めて報告させていただきます。齋藤先生が最後に言われたことで特に印象に残っているのは、「『話』の基本は心と精神の確立にあるので、子どもたちにしっかりした精神を培う必要がある。身体と精神の上に学力が乗っていく教育をするために、各教育委員会にはいろいろ独自に考えてほしい」などのご提案がありました。実際に進めていくのは難しいかもしれませんが、簡単なことから子どもたちをやる気にさせるさまざまなメソッドがありましたので、折に触れてご紹介したいと思えます。ぜひ資料等もお読みいただければと思います。

○井上委員長 ご報告ありがとうございます。齋藤先生が以前編修された国語の教科書は、「素晴らしい作品を小学生のうちからどんどん読んでいきましょう」という思いが込められたものでした。私も、齋藤先生のご意見は非常に示唆に富んでいると思えます。今後とも、各学校で言語活動の充実を図るため、読書運動を充実させていってほしいと思えます。

◎閉会の宣告

○井上委員長 以上で平成25年第6回教育委員会臨時会を終了します。

(午前10時15分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年7月25日

委員長 井上敏博（自署）

署名委員 尾関謙一郎（自署）